

鳥取県告示第 235 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高精度三次元測量及び特定地域高精度三次元測量）
- 2 作業地域 米子市及び西伯郡日吉津村
- 3 終了年月日 平成 19 年 1 月 31 日